

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示	(医療課) 771
○重要開発調整池の設置の完了	(河川課) ♪

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) ♪

○土地改良区の定款変更の認可	(山城広域振興局)	772
○京都府土地利用基本計画の農業地域の変更	(用地課)	♪
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所)	773

告 示

京都府告示第546号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年11月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
社会福祉法人あじろぎ会宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東54の2	令 5. 11. 1	令 8. 10. 31

京都府告示第547号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和5年11月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 重要開発調整池の所在地
向日市森本町上町田25番及び27番1並びに下町田13番、14番及び15番

- 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

向日市
向日市長 安田 守
向日市寺戸町中野20番地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年11月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
アークランズ株式会社
三条市上須頃445番地
代表取締役 坂本 晴彦
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ八幡店
八幡市欽明台北3番地1及び3
- 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	アー克蘭ドサカモト株式会社 三条市上須頃445番地 代表取締役 坂本 雅俊	アー克蘭ズ株式会社 三条市上須頃445番地 代表取締役 坂本 晴彦	令 3. 5. 13 ほか	設置者の名称及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	アー克蘭ドサカモト株式会社 三条市上須頃445番地 代表取締役 坂本 雅俊 ほか8業者	アー克蘭ズ株式会社 三条市上須頃445番地 代表取締役 坂本 晴彦 ほか8業者	3. 2. 18 ほか	小売業を行う者の名称及び代表者の変更並びに出店のため

- 2 届出年月日
令和5年10月16日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年11月6日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
アー克蘭ズ株式会社
三条市上須頃445番地
代表取締役 坂本 晴彦

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ八幡店
八幡市欽明台北3番地1及び3
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
駐車場の位置	添付図面3(1)及び3(2)のとおり	添付図面3(1)-2及び3(2)-2のとおり	令 6. 3. 31	駐車場敷地の移転のため
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所（添付図面3(1)のとおり）	5箇所（添付図面3(1)-2のとおり）		

- 2 届出年月日
令和5年10月16日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山城町土地改良区の定款の変更を令和5年10月24日認可した。

令和5年11月6日
京都府知事 西 脇 隆 俊



国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた京都府土地利用基本計画の次の農業地域の区域を変更したので、その関係図書を京都府建設交通部用地課において縦覧に供する。

令和5年11月6日
京都府知事 西 脇 隆 俊

変更する農業地域
舞鶴農業地域及び京田辺農業地域



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄一番割46の2、47、48の1、48の2、
49の3、92、五雲峰5の30、5の43
(関連区域)
宇治市五ヶ庄一番割49の2の一部、五雲峰5の29
の一部、5の42
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市五ヶ庄三番割9
西川 かをり
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄一番割46の1、49の1、51の1、51
の2、羽戸山三丁目1の265の一部、1の270の一部、
1の271、1の272の一部、1の273の一部、1の274
の一部、1の275の一部、1の279、1の282の一部
(関連区域)
宇治市羽戸山三丁目1の162の一部、1の265の一
部、1の280の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区大淀中一丁目1の30
積水ハウス不動産関西株式会社